様式第５号（第８条関係）　　　　（表面）

パートナーシップ・ファミリーシップ公正証書等受理証明書交付申請書

　みよし市長　様

　みよし市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱第８条の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ公正証書等受理証明書の交付を申請します。　なお、私たちは、同要綱第２条第１号又は第２号及び第３条各号に規定する全ての要件を満たしていることを裏面のとおり確認しています。

年　　　月　　　日

|  |
| --- |
| 申　　請　　者 |
| よみかた |  |  |
| 氏名又は通称 |  |  |
| 　住　　　所 | （アパート名など） | （アパート名など） |

　代　筆　者

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　　　名 |  |
| 住　　　所 | （アパート名など） |

　自署してください。やむをえない場合は代筆が可能ですが、代筆者の氏名及び住所を御記入ください。

※必須項目の確認のため☑チェックしてください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 公正証書等の記載項目 | 必須項目 | 確認欄 |
| ①　相互の関係の確認及び誓約 | ※ | □ |
| ②　婚姻等の禁止 | ※ | □ |
| ③　同居、協力及び扶助の義務 | ※ | □ |
| ④　共同生活費用の分担 |  | □ |
| ⑤　日常家事債務に関する責任 | ※ | □ |
| ⑥　療養看護に関する委任等 | ※ | □ |
| ⑦　当事者間における財産の帰属 | ※ | □ |
| ⑧　判断能力低下時の療養看護 | ※ | □ |
| ⑨　養子縁組 |  | □ |
| ⑩　子の教育監護 |  | □ |
| ⑪　死後事務の委任等 | ※ | □ |
| ⑫　死亡による契約の終了 | ※ | □ |
| ⑬　合意による契約解除 | ※ | □ |
| ⑭　合意によらない契約解除 | ※ | □ |
| ⑮　解除の効力 |  | □ |
| ⑯　未成年の子がいる場合の監護に関する事項の定め等 |  | □ |
| ⑰　契約解除時の財産分与 | ※ | □ |
| ⑱　解釈の指針及び協議事項 |  | □ |
| ⑲　その他必要な事項 |  | □ |

（裏面）

公正証書等受理証明書交付の申請に当たっての確認

　私たちは、みよし市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱第８条の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ公正証書等受理証明書の交付を申請します。なお、私たちは、同要綱第２条第１号又は第２号及び第３条各号に規定する全ての要件を満たし、次の表の確認事項欄記載の内容が事実と相違ないことを確認します。

記入日　　　　年　　　月　　　日

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| よみかた氏　　名 |  |  | よみかた氏　　名 |  |
| 通称 |  |  | 通称 |  |
| 電話番号 |  |  | 電話番号 |  |
| メールアドレス |  |  | メールアドレス |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 要綱の規定 | 確認事項（必ずお二人で確認してください。） |
| 項　　　目 | 　　　　　　　　回　　答（該当するものに「✓」を付けてください。） |
| 宣誓書受理証明書の交付確認 | 　既に、みよし市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書（様式第２号）の交付を受けていますか。 | □受けています以下の項目を確認してください | □受けていません以下の項目は確認不要です |
| （定義）第２条第１号又は第２号 | 互いを人生のパートナー又は家族として、日常生活において継続的に相互に協力し合うことを約束した関係であること。 | □左記に該当します | □左記に該当しません |
| （年齢要件）第３条第１号 | 宣誓する当日において、双方が成年に達していること。 | □左記に該当します | □左記に該当しません |
| （居住要件）第３条第２号 | 双方又はいずれか一方が市内に住所を有している。 | □左記に該当します | □左記に該当しません |
| （独身要件）第３条第３号及び第４号 | 双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がいないこと。ただし、宣誓する者同士が事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を除く。双方とも他の者とのパートナーシップ・ファミリーシップ又はこれらに類する関係にないこと。 | □左記に該当します | □左記に該当しません |
| （近親者でない）第３条第５号 | 双方が、当事者同士が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族）でないこと。ただし、養子縁組をしている又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。 | □左記に該当します | □左記に該当しません |
| （生計が同一）第３条第６号 | ファミリーシップにあることを宣誓しようとする者にあっては、ファミリーシップ対象者と生計が同一であること。 | □左記に該当します | □左記に該当しません |
| （変更の届出）第１０条 | 宣誓した事項に変更が生じた場合は、関係書類を添えて速やかに届け出ること | □左記を確認しました |
| （返還の届出）第１１条 | 双方又は一方の意思によるパートナーシップ・ファミリーシップ関係の解消、一方の死亡、双方の市外への転出などの理由により受理証明書等（公正証書等受理証明書を含む。）を返還する必要が生じた場合は、速やかに届け出て返還すること。 | □左記を確認しました |
| （無効に係る交付番号の公表）第１３条第２項 | 返還しなければならないにもかかわらず、返還がされない場合は、無効による受理証明書等の交付番号を公表することがあること。 | □左記を確認しました |
| （遵守事項）要綱全体 | 宣誓時において、また受理証明書等（公正証書等受理証明書を含む。）の交付後も、要綱で定める事項を遵守すること。 | □左記を確認しました |